

# 規制の事前評価書

<b>政策の名称</b>	一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設	<b>担当部局名</b>	健康局結核感染症課	<b>作成責任者名</b>	結核感染症課長 井上 肇	<b>評価実施時期</b>	平成26年10月
<b>法令案等の名称・関連条項</b>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案						
<b>規制の目的、内容及び必要性等</b>	<p>【現状及び問題点】 近年、病原体の遺伝子解析技術等の飛躍的な進歩に伴い、感染症対策を立案するに当たって、病原体の遺伝子情報、薬剤耐性等の情報の収集及び解析が必要不可欠となっています。一方で、現行法上、患者等が検体の提出の協力を拒否した場合には、検体を入手することができません。</p> <p>【規制の目的、内容】 病原体の遺伝子情報、薬剤耐性等の情報の収集及び解析を行うため、 ・ 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症（以下「対象感染症」という。）の患者等又はその保護者に対し、検体提出等を勧告できることと、当該者が当該勧告に応じない場合、都道府県知事（緊急時は厚生労働大臣。以下同じ）が対象感染症の患者等から検体を採取することとします。 ・ 対象感染症の患者等の検体又は当該感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の検体等の所持者に対する検体等提出の命令を設けることとし、当該者が当該命令に応じない場合、都道府県知事が当該者から強制的に検体を収去することとします。 ・ 対象感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者等に対する検体提出等の命令を設けることとし、当該者が当該命令に応じない場合、都道府県知事が当該動物から強制的に検体を採取することとします。</p> <p>【規制の必要性】 感染症対策の立案にあたり、病原体の遺伝子情報、薬剤耐性等の情報の収集及び解析を行うため、迅速な危機管理体制の構築が求められる感染症の患者等や検体の所持者等に対する採取の措置等を新たに法に位置付けることが必要です。</p>						
<b>想定される代替案</b>	対象感染症の検体等を入手するにあたっては、対象感染症の患者等に対して提出の要請や勧告を行い、対象感染症の患者等が提出の要請や勧告に応じない場合には、当該患者や検体の所持者等に対して採取や収去の措置を行うほかなく、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できません。						
<b>規制の費用</b>	<b>費用の要素</b>	<b>代替案の場合</b>					
1 遵守費用	対象感染症の患者等については、都道府県知事による検体等の求めに応じない場合であっても、検体の採取のため、短時間ではありますが行動が制限されることとなります。これにより、行動が制限されなければ得られたであろう賃金等の利益を獲得できなくなることが想定されます。	-					
2 行政費用	都道府県知事（緊急の場合は厚生労働大臣）が検体の採取、搬送、検査等を実施するための費用が生じます。	-					
3 その他の社会的費用	新たに発生する費用はないものと考えられます。	-					
<b>規制の便益</b>	<b>便益の要素</b>	<b>代替案の場合</b>					
	国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症について、検体等の確保や精度の高い検査を実施することにより、感染症の発生状況を正確に把握・確認するとともに、感染症の特徴に応じたまん延防止対策を迅速に講ずることが可能となります。また、それにより、医療従業者の負担が軽減されるとともに、当該感染症がまん延した場合に生じる経済活動の停滞による経済的損失等を最小限にすることができます。	-					
<b>政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）</b>	対象感染症の患者等は、勧告や命令に応じない場合に採取等の措置を実施されることとなります。しかしながら、対象感染症がまん延した場合に生じる感染者や経済的損失等の被害を考慮すると、当該感染症の発生の予防及びまん延の防止のための規制を設けて対応することにより、被害を最小限のものとすることができるため、最も適切な手段であると考えます。 なお、対象感染症の患者等が都道府県知事による検体等の求めに応じない場合、強制的な検体採取のために身体を拘束される可能性があります。検体採取は必ずしも医療機関で行う必要はないため、身体を拘束する時間については長時間に及ぶものではありません。また、採取の対象者にもたらず肉体的苦痛については過度のものではなく、健康に影響を及ぼすものではありません。むしろ、採取の対象者は感染症に感染しているおそれがあるため、検体の採取及び当該検体の検査は本人の治療のためにも有益であり、本人の生命や健康の保護に資するものであると考えられます。 また、対象感染症を感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者等が都道府県知事による検体の採取等の求めに応じない場合、強制的な検体採取等が実施される可能性があります。検体は検査のため必要最小限度のものであり、動物の健康に影響を及ぼすものではありません。						
<b>有識者の見解その他関連事項</b>	平成26年6月25日に、厚生科学審議会感染症部会において、感染症対策の見直しについての提言（「感染症対策の見直しについて」）が取りまとめられました。その中で、知事による検体等の提出要請・採取措置等の創設について提言されています。						
<b>レビューを行う時期又は条件</b>	改正法の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、今般の改正に関する事項が感染症対策上必要かどうかについて検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることを規定します。						